大阪市告示第1501号

次の施設について、大阪市立修道館条例(昭和37年大阪市条例第40号)第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立修道館	令和7年11月1日(土)	午前9時から 午後7時まで
	令和7年11月8日(土)	
	令和7年11月15日(土)	
	令和7年11月22日(土)	
	令和7年11月29日(土)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)